

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について

群馬県こども・子育て支援課 子育て支援係

1 放課後児童対策関係予算（令和6年度の主な改正点等）

（1）放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）

放課後児童支援員は、設備運営基準で一の支援の単位ごとに2人以上置くことと規定されているが、運営費において、令和6年度から常勤※の放課後児童支援員を2人以上配置した場合の補助基準額が創設された。

※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。

・令和6年度補助基準額

（例：児童数36人～45人、年間開所日数250日以上の場合の1支援の単位当たり年額）

① 常勤の放課後児童支援員を2人以上配置した場合 6,522千円

② 放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2人以上配置※した場合 4,868千円

※②の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

（2）放課後児童クラブ運営支援事業（子ども・子育て支援交付金）

待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地外の民家・アパート等を活用して事業を実施するための賃借料補助について、補助基準額を見直し、1支援の単位当たりの利用児童数の実態に沿った単価に改定。（1支援単位当たりの年額：3,066千円→3,374千円）

（3）放課後児童クラブ送迎支援事業（子ども・子育て支援交付金）

授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行うに移動する際に、地域人材の活用等による送迎支援を行うための補助について、待機児童が100人以上発生している自治体において、当該事業を実施する場合の補助基準額を引き上げ。

① 待機児童が既に100人以上発生している場合 1,073千円

② ①以外の場合 536千円

（4）放課後居場所緊急対策事業（保育対策事業費補助金）

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りによる放課後の居場所の提供や、民間企業等が行う塾・スポーツクラブなどの活動の前後の時間帯等に子どもの居場所を提供する事業を実施する（学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合も補助対象に拡大）。

（5）放課後児童クラブ施設整備（子ども・子育て支援施設整備交付金）

・市町村が設置 国 1/3<2/3>、県 1/3<1/6>、市町村 1/3<1/6>

・社団法人等が設置 国 2/9<1/2>、県 2/9<1/8>、市町村 2/9<1/8>、社団法人等 1/3<1/4>

定員増を伴う待機児童解消のための整備の場合、補助率が< >内の補助率に嵩上げとなる。

※今年度の第3次協議は、国から6月上旬に提出依頼があり、8月に内示予定。

※来年度に向けた要望は、当初予算所要額調査時（10月頃）に県へ報告が必要。報告がなかったものは来年度に国への協議が原則不可となる。

2 放課後児童クラブにおける安全確保等

(1) 事故防止について

放課後児童クラブ運営指針において、事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、子どもが安全に過ごせるために放課後児童クラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導を実施すること。また、放課後児童クラブへの児童の来所・帰宅時における児童の安全確保にも努めること。

なお、重大事故等については県と国へ報告すること。また、令和5年12月14日付け子ども家庭庁及び文部科学省事務連絡により、意識不明事故の定義が整理された。

①報告の対象となる重大事故等の範囲

- ・死亡事故
- ・意識不明 事故 どんな刺激にも反応しない 状態 に陥ったもの
- ・治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

※基準により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の保護者等に連絡を行う必要があることを管内放課後児童クラブに周知すること。

②報告様式

令和6年3月22日付けこ成安第36号子ども家庭庁及び文部科学省通知による様式

③報告期限

国への第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）。第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、完成次第報告すること。

④報告のルート

事業者→市町村→県→国

市町村→消費者庁 ※市町村は県と消費者庁の双方へ報告

(2) 業務継続計画等について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）により、放課後児童クラブについても、業務継続計画の策定等が努力義務とされた（令和5年4月1日施行）。

- ・業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行うこと。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること。

(3) 安全計画の策定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）において、安全に関する事項についての計画を各放課後児童クラブにおいて策定することが義務づけられた（令和5年4月1日から1年間は努力義務、令和6年4月1日から義務化）。

(4) バス送迎にあたっての安全管理の徹底について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）において、放課後児童クラブについては、子どもの自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により子どもの所在を確認することが義務づけられた（令和5年4月1日施行）。

※ (2)～(4)については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた条例改正の手続き等を進めるとともに、管内放課後児童クラブに周知すること。

(5) 放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について

「放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について」（令和5年1月23日付け厚生労働省事務連絡）において、虐待等の適切な行為の防止や、虐待等の不適切な行為が疑われる事案が発生した場合の対応等について示されている。

引き続き、放課後児童クラブにおける子どもへの支援が適切に行われるよう管内放課後児童クラブへの注意喚起をすること。

3 放課後児童支援員等の人材確保等

(1) 放課後児童支援員等研修について

- ・放課後児童支援員認定資格研修については2～3会場、放課後支援員等資質向上研修については、1会場及びオンラインにより実施予定（実施時期、実施方法、定員等は検討中）。
- ・例年と同様に、各市町村を通じて受講者の推薦等の受付をお願いしたい。

(2) 放課後児童支援員等の処遇改善について

放課後児童支援員等の人材確保に向けては、処遇の向上が重要であることから、各処遇改善事業を積極的に活用し、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組むこと。

- ・放課後児童支援員等処遇改善等事業
(H26～処遇改善に取り組むとともに18時半を超えて事業を行う者に対して賃金改善)
- ・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
(H29～勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善)
- ・放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）
(R4～収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる）

<参照資料> 令和6年度子ども家庭庁当初予算案（参考資料）（令和6年2月15日）